

「千曲市まちづくり基本条例」逐条解説の見直し検討【新旧対照表】

条 文	逐条解説【旧】(※パブコメ時の【新】)	逐条解説【新】
<p>(説明責任)</p> <p>第5条 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第11条 わたしたち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 わたしたち市民は、それぞれの市民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条が及ぶ範囲は広く、市の仕事の計画段階<sup>※1</sup>から財政上の情報<sup>※2</sup>などまちづくりの諸活動の成果までを想定している。</li> <li>※1 例えば、農業振興地域整備計画等の各行政分野における個別計画や公共施設を整備する際に策定する基本構想・基本計画など。</li> <li>※2 財政状況調査(借金、貯金等)、財政健全化判断指標、監査委員の意見、主要な施策の成果に関する<u>報告書</u>など。</li> </ul> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりへの参加において<u>は、わたしたち市民は互いに対等の立場であり、一人ひとりの意思が尊重されなければならない。条文に規定する「違い」のみならず、門地、信条、LGBT等(性的指向・性自認等)においてマイノリティである市民も等しく前項に規定するまちづくりへの参加権を有している。</u></li> </ul>	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条が及ぶ範囲は広く、市の仕事の計画段階<sup>※1</sup>から財政上の情報<sup>※2</sup>などまちづくりの諸活動の成果までを想定している。</li> <li>※1 例えば、農業振興地域整備計画等の各行政分野における個別計画や公共施設を整備する際に策定する基本構想・基本計画など。</li> <li>※2 財政状況調査(借金、貯金等)、財政健全化判断指標、監査委員の意見、主要な施策の成果に関する<u>説明書</u>など。</li> </ul> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりへの参加において<u>、わたしたち市民が互いに対等の立場であることを明記した。わたしたち市民は、本項に規定する「違い」のみならず、門地、信条の違いなども含め、多様性を尊重し合いながら、まちづくりへの参加において、常に互いが対等な立場であることを認識しなければならない。</u></li> </ul>

(満 18 歳未満の市民のまちづくりに参加する権利)

第 12 条 満 18 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(執行機関の責務)

第 19 条 市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 市職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

【解説】

・大人たちによるまちづくりの成果は、子どもたちも直ちに享受するものである。子どもの貧困や児童虐待の深刻化など子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中、子どもたちの声を大人たちが真剣に聞き、まちづくりに反映させる仕組みが必要である。

【解説】

・市では、市職員が「千曲市職員の自治区とのパートナーシップによるまちづくり推進規程（平成 17 年千曲市訓令第 6 号）」に基づき、区・自治会活動にかかわりを持ち、区・自治会の抱えている問題等の情報を共有し、共に考え行動することにより、市行政の円滑な運営、住民自治及び住みよいまちづくりの推進を図っている。

・性別に関しては、男女の違いだけでなく、性自認・性的指向等において少数者である L G B T 等の市民も、もちろんまちづくりへの参加において平等でなければならない。

【解説】

・大人たちによるまちづくりの成果は、子どもたちも直ちに享受するものである。児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど子どもを取り巻く環境が悪化し、不登校も増加している中、子どもたちの声を大人たちが真剣に聞き、まちづくりに反映させる仕組みが必要である。

【解説】

・市では、市職員が「千曲市職員の自治区との協働によるまちづくり推進規程（平成 17 年千曲市訓令第 6 号）」に基づき、区・自治会活動にかかわりを持ち、区・自治会の抱えている問題等の情報を共有し、共に考え行動することにより、市行政の円滑な運営、住民自治及び住みよいまちづくりの推進を図っている。

